

第3章 明治時代の川と人のかかわり

(1) 旧河川法施行以前

明治維新を迎えると、維新政府も水害には力を注ぎ、明治6年、河港道路修築規則が交付され、河川管理の方法が初めて確立された。当時の河川改修は、河道を掘削して水運を開く低水工事と、堤防を築いて水害を防ぐ高水工事に大別され、利根川においては、明治8年、政府の直轄事業により、オランダの技師によって計画された低水工事に着手したが、高水工事は依然として府県の担当事業であった。政府が低水工事に着手した理由は、当時は鉄道がなく内陸の輸送は、ほとんど舟運に頼っていたからである。

埼玉県では、明治12年、県会が開設されると利根川、荒川、渡良瀬川、権現堂川、江戸川、烏川、神流川、小山川、庄内古川(現在の中川中流部)、入間川、越辺川、高麗川、都幾川、市野川、新河岸川、柳瀬川の16河川を県費支弁河川とした。その後、町村費支弁河川を県費支弁河川に編入してもらいたいとの建議が相続いたので、同28年には元荒川、大落古利根川、島川(現在の中川上流部)、綾瀬川、槻川、身馴川(現在の小山川上流部)、小畦川、和田吉野川の8河川を追加した。

利根川は明治8年に着工以来19年に至る間は、必要箇所を選定して施工されたが、この工事期間中にも明治13年、23年、29年などの洪水があり、沿岸に大被害があったため高水工事の施工を望む声が高まっていった。



米野谷修堤記念碑：杉戸町



倉松落大口逆除之碑：春日部市

明治 23 年(1890)8 月、県内は大洪水に見舞われ、利根川、荒川堤防決潰 376 箇所、橋梁流失 212 箇所、被災町村 326 に及び死亡者 16 人、負傷者 1 人、その他甚大な災害となった。中川、倉松川でも大きな被害を受け、堤防補強などの大工事が行われた。当時の取組みがそれぞれ記念碑に記されている。

利根川は 8 月 23 日夜、下中条堤防が決潰し、これにより氾濫水が葛西・見沼両用水路に入ったため、葛西用水はたちまち溢れ、松伏溜井に入る。見沼も溢れ、元荒川は 25 日夜明けにこれら 2 つの流れと相合って大いに溢れ、まさに決潰寸前、堤防を通る 4 水門は、下流諸村の水利の咽喉(元)を為すゆえ、まず、その急報を伝える。諸村は鐘を鳴らし、警戒に当たる人々は鍬すきを取り、奮然としてこれを防ぐ時、上流の対岸の大林地先で堤防が決潰し、水勢が奔放とうとうとして家を壊し、作業員は慄然として毛髪を堅くする。

28 日、風雨また起こり、雷鳴が加わる。水量はにわか増加し、水位が上がって溢れ、堤上において溢れるを遮るのは、ただ土俵あるのみ。策を極め、術を尽くすが衆は皆色を失う。

まさに危機一髪の状態、東京府による救援を頼み、晴雨を論ぜず夜はかがり火を設け、あらゆる手段の防御で事わずかに止む方を得る。この時、下流の古利根川の対岸の木売の先の堤防がまた潰決し、水勢が少し弱まる。警戒をなお厳しくしていると、風雨は少し弱まり、水量は漸減し、9 月 10 日より平常に復し始める。皆それぞれ愁眉を開き、やっと安心するのであった。

同年秋にも利根川堤防が壊決し、北葛飾郡吉屋加藤 2 集落が大被害を受け明年(30 年)2 月に溝渠長 500 余間広 3 間自吉屋貫加藤下流為閘門が数ヶ月を経て竣工、工費は凡そ 3,000 円であった。



瓦曾根溜井防水記念碑：越谷市



重修加藤樋之碑：吉川市

(2) 旧河川法施行後

明治に入り国内の主要な河川での水害が多発し、全国的に高水工事に対する提案が出された。また鉄道の発達による舟運の衰退などにより、明治 29 年にそれまでの低水工事から高水工事に転換する旧河川法が制定された。こうして利根川では明治 33 年から高水工事に着手し、1 期工事は銚子から佐原まで、2 期工事は佐原から取手の間、埼玉県の地域は 3 期工事として明治 42 年から着手した。

翌年の明治 43 年の洪水で埼玉平野の防衛線である中条堤が 4ヶ所で切れた。これを巡って上郷と下郷の争議が起こり、江戸期に確立された利根川治水の要である「中条堤」の遊水機能が廃止され、「連続堤防体系」が確立されていくこととなった。また利根川河道の連続化を図るため、「権現堂川の締め切り」、「赤堀川の拡幅」、これ等を支える「渡良瀬遊水地」もつくられた。

荒川では明治 39 年に、北足立地方選出の県議会議員齊藤祐美氏が中心となり荒川放水路開削の建議をおこなった。明治 43 年 10 月に直轄 65 河川を対象とする「第 1 次治水計画」が立案され、荒川では、赤羽より下流を対象に、第 1 期工事として明治 44 年より放水路開削に着手した。これと同時に齊藤翁は第 2 期工事の早期実現を内務大臣に働きかけて、大正七年に赤羽より川本町まで 62,3 km、支川の入間川は落合橋より下流 5,9 km に新川の開削と背割堤の新設、そして新河岸川の流路整備 11,1 km に着手した。



齊藤治水翁彰功碑：さいたま市

(3) 明治 43 年の大洪水

明治 43 年 8 月に入ってから関東一帯は、前線、低気圧、台風等があい次いで生じ、このため 1 日から 16 日にかけて県内に豪雨をもたらし、10 日には秩父の野上で 414mm、16 日間では名栗で 1,216mm の雨量を記録した。河川は急激に増水し、荒川流域の山間部では 8 日から山崩れが起きて川をせき止めたため、特に名栗、吾野(飯能市)、それに秩父地方の浦山、白鳥、上吉田、三沢などで氾濫による被害が甚大であった。

また、平野部では 10 日午後 6 時半に荒川が大麻生(熊谷市)で決壊し濁流は熊谷から北埼玉地方に浸入した。10 日夜半から 11 日朝にかけては吉岡(熊谷市)、市田(大里村)、吉見で決壊し、南下した濁流が都幾川、越辺川、入間川、高麗川などの濁流と合流し、比企東部をはじめ

石戸(北本市)、古谷(川越市)など各所で本堤を決壊し、入間東部北足立西部から川口に至っている。

このとき大里村の堤も切れ、小泉の病院では看護婦さんが入院していた子供をかかえて逃げようとした時、家の梁に押しつぶされた。子供を助ける一念で、我が身をも顧みぬこの看護婦の勇敢な行為と燃えるような責任感に、村人によって感謝の気持ちを込めて葬られた墓が小泉常泉寺に在る。

上流部の秩父や比企の山間部でも甚大な被害が発生し、大正 4 年に埼玉県最初の砂防指定地を、大柵村(現ときがわ町)地内の都幾川流域と三田川村(現小鹿野町)地内の川原沢川流域に指定した。翌年大柵砂防工営所、倉尾砂防工営所が設置され、以来営々と砂防事業が続けられた。都幾川の支流七重川には、当時施工された石積堰堤や流路が現在も存在して、立派にその機能を果たしている様子が見て取れる。



職を全うした看護婦の墓：熊谷市



埼玉の砂防発祥地碑：ときがわ町

一方、利根川流域では 10 日午後 8 時頃、児玉郡旭・仁手(本庄市)で溢水、大里郡八基・新会(深谷市)、男沼・妻沼(熊谷市)などで堤防決壊し、大麻生(熊谷市)からきた荒川の濁流と合流して中条堤(熊谷市上中条地先から行田市北河原地先に至る利根川の旧堤防)を破壊、北埼玉全域、北足立東部、南埼玉全域、北葛飾の 7 割を泥海と化し、北足立南部で荒川の濁流と合流して東京東部に向かっている。

加須市阿良川の天神社にある洪水記念碑には次のように記されている。「明治 43 年 8 月初旬の利根川膨脹上武沿岸崩壊 11 日払暁本郡上中条堤塘を大破した大洪水は忽ち忍領へ直進し我阿良川堤は同日午前 9 時濁流は急圧全堤激流踰堤 101 尺洗滅崩壊起于各処防禦柵尽

破堤 6 箇所欠損 9 箇所実為午前 10 時之事水勢激烈瞬間事変使人驚嘆急水防止之工起於 12 日終 21 日費金 2,590 円本堤決潰決組合 9 箇町村之被害田畑 2,400 余町歩其損害 40 余万円浸水家屋 2,500 戸溺死 1 人何其慘憺奔流北葛飾南埼玉郡經東京府下没水未曾有の洪水 9 月之末復旧工事設計は 44 年 3 月 12 日起案 4 月 30 日竣工」とある。

また、同じく加須市船越の通称腰巻土手にある水害記念碑には、「明治 43 年 8 月 11 日稀有の大洪水の為、当大字船越堤 3 ヶ所決壊濁流氾濫し、40 有余戸中床上浸水 15 戸、床下浸水 14 戸、田方一切収穫皆無に帰したる惨状を呈せり。茲に於て其筋に補助工事を申請し、其の認可を経て翌 44 年 3 月 2 日復旧工事起工、同月 6 日其工事を竣工せり、依て字内一般相謀り釀金して記念碑を建立し後世に伝ふと云（堤切所延長 19 間 5 分、此工事費額 92 円 13 銭 1 厘）。」とある。

上尾市瓦葺では、見沼代用水に被害が出た。見沼代用水は、徳川八代将軍吉宗の新田開発の命により、開発された用水であるが、当時、瓦葺村の伏樋懸樋閘門等は皆木材を用いていたため、10 年ごとに改修が必要であった。そこで、明治 41 年 3 月、初めて鋼材を用いて改修し、喜んでいたのも束の間、2 年後の 43 年 8 月に疾風暴雨が至り、利根荒川の堤防が決潰、懸樋の右方煉瓦壁等が流出するなど大きな被害を受けた。このため 44 年 3 月 4 日に修復工事を起工、5 月 19 日に竣工したという。

一方、東部地域の八潮市の綾瀬川でも被害が発生したため、堤防の修築工事が行われた。市内西袋の八幡小学校の校庭にある記念碑に、当時担当された土木課長技師、請負人、前岩槻二区長、岩槻区長、土木技手、村長、助役、収入役等、そして埼玉縣知事正五位勲四等島田岡太郎と刻まれている。この工事は明治 44 年 3 月に起工し、明治 45 年 2 月に竣工した。



洪水記念碑：加須市阿良川



水害記念碑：加須市船越



懸樋修繕碑記：上尾市



綾瀬川堤防修築記念碑：八潮市

このように被害は全県にわたり、死者 324 人、負傷者 77 人、家屋流失 1,631 戸、被害総額 2,500 万円にもなり、古今未曾有の大水害となった。明治 43 年の水害善後策確立のため、9 月、大宮において埼玉水害善後策同盟会の創立総会が開催され、水害救済に関する件、治水の速成及び災害復旧工事に関する件などを知事に請願した。それとともにこれらの動きと前後して利根川、渡良瀬川、荒川の治水工事の早期完成を期する治水会が組織されていたので、これら三者が大同団結して埼玉治水会を創立、事務所を県議会において斉藤祐美氏を幹事に選出し、本県の治水事業推進の大々的な運動を開始して事業発展に大きく寄与した。

大里郡妻沼町永井太田の阿弥陀寺境内の山門前に堀江庸寛翁の碑がある。堀江庸寛翁は大田村地内(妻沼町)における利根川築堤に貢献した功績を讃えられ、同村村民によって建てられた。碑文には木戸梅蔵氏により庸寛翁の略歴、利根川の氾濫に悩まされていた往時の太田村の惨状、築堤に至る経緯などについて約 500 字にわたって記されている。大正 5 年(1916)1 月 11 日に 72 歳で病没した。

明治 43 年の大水害は、利根川では既定工事を拡張する必要性を生じ、江戸川その他の支川の改修工事も計画され、また、被害の著しかった荒川にお



堀江庸寛翁碑：熊谷市妻沼永井太田

いては政府も緊急性を認め、明治 44 年から荒川放水路の工事に着手したのであった。後年、
斎藤祐美氏は治水翁と称され、その記念碑がいま荒川のほとり(さいたま市)に建っている。